

## 公共工事等の有用残土処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、公共工事に伴い発生する有用残土（コンクリート骨材として有用性のある土砂、玉石、及び少量の転石をいう。以下「残土」という。）を、資源有効利用の観点から処理を行い、骨材需給の円滑化を図ることを目的とする。

### (残土の処理原則)

第2条 公共工事等から発生する残土は、コンクリート骨材用として売り払うものとする。

- 2 残土の認定及び売り払いは、工事所管事務所長が、行うものとする。
- 3 残土の売り払いは、原則として有用残土売払参加資格者による指名競争入札によるものとする。
- 4 残土の売払場所（仮置場）は、公正な売り払いがなされるよう確保しなければならない。
- 5 売り払いを受けた者は、その残土を製品化しないで転売し、又は、下請けによる洗浄選別をしてはならない。

### (事務処理手続き)

第3条 残土の事務処理は、次の各号によるものとする。

- (1) 工事所管事務所長は、残土が発生する工事については、あらかじめ「有用残土処理計画書」を、売払完了後は「有用残土売払報告書」を、別に定める様式により、本庁工事主管課長に提出するものとする。
- (2) 工事所管事務所長は、高知県事務処理規則第6条の規定により委任された有用残土の処分のうち、見積金額が100万円以上のものについては、本庁工事主管課長と事前に協議するものとする。
- (3) 工事所管事務所長は、売り払いにあたっては、次に掲げる事務を処理するものとする。
  - ア 残土の数量確認
  - イ 高知県財産規則第92条の売払手続き
  - ウ 高知県契約規則の入札に係る必要な事務及び契約締結に係る必要な事務
  - エ 高知県会計規則の売払代金収入に係る必要な事務
  - オ 契約条項の履行確認
  - カ その他、売り払いに係る必要な事務
- (4) 残土の売り払いを指名競争入札によって行う場合の業者指名は、第5条又は第6条の区分に従い、地理的条件、処理期間、その他の条件等を総合的に勘案して選者し、指名したときは、本人に通知するものとする。
- (5) 残土の売り払いにおける指名競争入札の落札者の決定は、予定価格以上の最高価格で入札した者とする。
- (6) 残土の売り払いにおける売買契約書は、別に定める様式によるものとする。
- (7) 残土が国庫補助事業による発生物件の取扱いを受ける場合は、国に対する発生物件に係る事務処理は、国庫補助事業経理所管課が行うものとする。

### (有用残土売払参加資格者)

第4条 有用残土売払参加資格者は、第5条又は第6条に定める資格要件に該当する砂利採取法第3条

の登録業者とする。

- 2 残土の売り払いを受けようとする者は、別に定める期日までに、高知県知事に有用残土売払参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。
- 3 前項の申請を受理したときは、第5条及び第6条に定める資格要件について審査し、適格者については、第5条及び第6条のそれぞれに区分して、「有用残土売払参加資格者名簿」に登載するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 前項の審査及び名簿登載の手続きは、本庁河川課長が行うものとする。又、「有用残土売払参加資格者名簿」は、工事所管事務所長に送付するものとする。

(洗浄を要する残土の売り払い)

第5条 泥分の含有が多く、洗浄を要する残土の売払参加資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 汚濁水処理施設を完備する砂利洗浄選別プラントを有し、相当量の処理能力があり、かつ有用残土売払参加資格審査申請期限2年以内において1回以上当該プラントによる洗浄について、砂利採取法第16条の認可を受けた実績のある者。
- (2) 有用残土売払参加資格審査申請期限前2年以内に、砂利採取に係る法令等違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む）又は重大な行政処分を受けていない者。

(洗浄を要しない残土の売り払い)

第6条 洗浄を要しない程度の残土の売払参加資格者は、前条に該当する者及び次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 砂利選別プラントを有し、相当量の処理能力があり、かつ有用残土売払参加資格審査申請期限前2年以内において1回以上砂利採取法第16条の認可を受けたことがあり、当該砂利選別プラントによる選別の実態がある者。
- (2) 有用残土売払参加資格審査申請期限前2年以内に、砂利採取に係る法令等違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む）又は重大な行政処分を受けていない者。

(連合体による売払参加の特例)

第7条 残土が、大量かつ継続して発生するなど特別の事情があるときは、2以上の有用残土売払参加資格者によって構成された、連合体に売払参加をさせることができる。

- 2 連合体による売払参加は、1件の売り払いについて、売払参加者が1連合体のみとなってはならない。
- 3 連合体による売払参加をさせる場合の処理については、次の各号によるものとする。
  - (1) 工事所管事務所長は、連合体による売り払い参加を適当と認めるときは、あらかじめ本庁工事主管課長に協議するものとする。
  - (2) 工事所管事務所長は、前号の協議について、本庁工事主管課長より異議がない旨の回答を受けた場合は、予備指名と連合体による売払参加について、予備指名業者に別に定める様式により通知するものとする。
  - (3) 連合体による売払参加を希望する予備指名業者は、「連合体による売払参加願」を、別に定める

様式により、工事所管事務所長に提出しなければならない。

(4) 工事所管事務所長は、前号の連合体について不都合のない場合は、当該連合体に、本指名を行うものとする。

(売扱を受けた者の義務)

第8条 残土の売扱を受けた者が残土の洗浄を行おうとするときには、あらかじめ砂利採取法第16条の認可を受けなければならない。

(有用残土売扱参加資格の取り消し等)

第9条 次の各号の一に該当する者は、有用残土売扱参加資格を取り消し又は、その効力を停止することができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により、有用残土売扱参加資格を得た者。

(2) 第2条第5項。(転売、下請禁止) 及び第8条(洗浄認可を受ける義務)に違反した者。

(3) 砂利採取に係る法令等に違反して起訴された者、有罪判決を受けた者又は、行政処分中の者。

(4) 残土売り払いの約定及び県職員の指示に従わない者。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施のため、必要な事項は、別に定める。

(附則)

1 この要領は、昭和57年2月1日から施行する。但し第4条第2項、第3項、第4項の規定は、昭和57年4月1日より適用するものとする。

2 昭和56年度中は、第5条及び第6条中の「有用残土売扱参加資格審査申請期限前2年以内」とあるを「残土売り払いの入札日前2年以内」と読みかえるものとする。

3 コンクリート骨材にできない転石の処理は、別途土木部長の承認を受けて処理するものとする。

(附則)

この要領は、昭和62年9月5日から施行する。

(附則)

この要領は、平成3年3月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。